

平成29年第4回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成29年12月14日（木曜日）

1. 出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 末永義美 | 2番 | 杉山武志 |
| 3番 | 戎屋昭彦 | 4番 | 猶野智和 |
| 5番 | 秋枝秀稔 | 6番 | 岡山隆 |
| 7番 | 高木法生 | 8番 | 三好睦子 |
| 9番 | 山中佳子 | 10番 | 岩本明央 |
| 11番 | 下井克己 | 12番 | 秋山哲朗 |
| 13番 | 徳並伍朗 | 14番 | 竹岡昌治 |
| 15番 | 安富法明 | 16番 | 荒山光広 |

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

| | | | |
|-------------|------|--------------|-----|
| 議会事務局長 | 綿谷敦朗 | 議会事務局長 補佐 | 大塚享 |
| 議会事務局 主任 | 篠田真理 | | |

4. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------------|------|------------------|-------|
| 市長 | 西岡晃 | 副市長 | 篠田洋司 |
| 市長公室長 | 石田淳司 | 総務部長 | 田辺剛 |
| 総合政策部長 | 藤澤和昭 | 市民福祉部長 | 大野義昭 |
| 建設農林部長 | 志賀雅彦 | 観光商工部長 | 西田良平 |
| 消防長 | 松永潤 | 総務部長 総務課長 | 佐々木昭治 |
| 総務部長 | 竹内正夫 | 総務課長 税務課長 | 池田正義 |
| 財政課長 | 中嶋一彦 | 市民福祉部長 地域福祉課長 | 内藤賢治 |
| 市民福祉部長 | 河村充展 | 建設農林部長 農林課長 | 市村祥二 |
| 市民課長 | 岡崎堅次 | 上下水道事業者 管理 | 波佐間敏 |
| 市民福祉部長 高齢福祉課長 | 杉原功一 | 代表監査委員 | 重村暢之 |
| 教育長 | 東城泰典 | 秋芳総合 支所長 | 鮎川弘子 |
| 上下水道局長 | 金子彰 | 病院事業 管理局長 | 安村芳武 |
| 美東総合 支所長 教育委員会 事務局長 | 三戸昌子 | 教育委員会 事務局長 | 千々松雅幸 |
| 上下水道局次長 | | | |

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 96号 美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 97号 美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 98号 美祢市債権管理条例の制定について
- 日程第 5 議案第 99号 美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第100号 美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第101号 美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第102号 美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 87号 平成29年度美祢市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第 88号 平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 89号 平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 90号 平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 91号 平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 92号 平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 93号 平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第 94号 平成29年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第 95号 平成29年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第103号 美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について

日程第19 議案第104号 美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定について

日程第20 議案第105号 美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第21 議案第106号 美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定について

日程第22 政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告について

日程第23 少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）及び議案第87号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の修正案、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、戎屋昭彦議員、猶野智和議員を指名いたします。

この際、執行部から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 議長から、発言のお許しをいただきましたので、去る12月4日の予算決算委員会での建設課長の発言につきまして、訂正をさせていただきます。

秋枝委員の質問におきまして、8款土木費・5項住宅費・1目住宅管理費の市営住宅空き室の修繕につきまして、入居させる予定の市営住宅8室の内訳についてのお尋ねがあり、その説明の中において公営住宅の秋吉八重団地と発言しましたが、公営住宅の下領北団地の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 日程第2議案……（「議長」と呼ぶ者あり）はい、竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ちょっと特別に発言の許可をいただきたいんですが。

○議長（荒山光広君） はい、どういったことでしょうか。

○14番（竹岡昌治君） 緊急なことが一つあります。併せて2点ほど申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（荒山光広君） はい、どうぞ。

○14番（竹岡昌治君） ありがとうございます。それでは、議長のお許しをいただきましたんで、2点についてお尋ねをしたいと思います。

1点はちょっと緊急な案件でございますので、冒頭をお願いを申し上げました。

来年度は、美祢市は新市になりまして10年を迎える節目の年でございます。また、この日本におきましても明治維新150年を迎える、そうした節目の年でもあらうというふうに思っております。

そうした記念すべき年ではありますが、実は、昨日、私は美祢市伊佐町の南横町に実は奇兵隊の本陣跡というのがございます。これは、見えないと思うんですが、フィルムコミッションがネットに出しております。本陣の門が写っております。

それが、行ってみますと何にもない。きれいなさら地になっております。門一つない、碑一つない。何でこんなことが起きたんだろうかというふうに思っております。

人というものは、若いときは動物に関心を持ちます。歳をとるとともに植物に関心を持ってきます。さらに、私どものような歳になりますと今度は構造物、いわゆる年代によって古きものをどう見つめていくかというのが大事だと思うんです。ましてや、日本の歴史が変わった維新150年にちなむ奇兵隊の本陣跡が全く跡形なく消えてなくなっていると。この事態に、今、実はある方にこの門がどこかにひょっとして残っているかもしれないというので今探していただいております。

そのことにつきまして、市長にお尋ねをしたいんですが、市長はこんな大事な問題、私は誰の責任なのか。そして、どう取り組まれたのか。市長は、冒頭に申し上げました来年の市制10年、そして明治維新150年をどう迎えようとお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 今の件、市長でいいですか。金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） ただいまの竹岡議員の御質問のほうに経過報告ということで、御説明を申し上げたいと思います。

おっしゃるとおり、奇兵隊宿泊地ということでございます。これは、美祢市の文化財に指定をされておられません。時期はちょっと正確には覚えておりませんが、本年のことではございますが、持ち主の方、これは市外に御在住ということで聞いております。その持ち主の方が家屋敷、家とその門、大変古くなったということで管理がもうできないということで、解体をしたいということの御報告を文化財保護課のほうで受けたところでございます。当然、文化財の指定をされていないということで、こちらのほうから強制力はないということでございまして、その申し出をお

受けしたということでございます。

ただ、おっしゃるとおり古く、そしてまた奇兵隊の宿営場所ということで、大変貴重な価値があるというふうに認識をしておりましたので、図面等の記録のほうは残しておるところでございます。所管課としましては、できる限りのことはしたということ認識をしております。

また、この件につきましては、所管課のほうと教育委員会の中で判断をいたしました。判断といいますか、その申し出を受けるということ判断をいたしまして、大変申しわけないことながら、市長のほうには報告をいたしていないというところでございます。

以上が、経過報告でございます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今、金子局長のほうから経過報告はさせていただきましたけれども、実は、私がこの解体を知ったのは解体に入ってからということでありまして、大変そこは申しわけないというふうに思っておりますけれども、すぐに現場のほうに見に行ったわけでございますが、そのときには既に解体が済んでおって、解体されておったということでございます。

そうした中、来年は合併10周年、そして明治改元150年という節目の年を迎えます。当然ながら、市といたしましては、市制10周年の記念行事も含め、明治改元150年の行事も県とタイアップしながら進めているところでございますけれども、そういった中でこういった事案が起きたというところでございます。大変残念に私も思っておりますけれども、今後はこういった史跡に対する保護のあり方をもう一度見直させていただいて、しっかりと管理をどう市として行っていくかというところも含めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、教育委員会のほうからの経過報告もございましたが、市の史跡でないから関与できないと、私は違うと思うんです。ましてや、市長が知ったときにはもう解体をされていたと。市長は市の最高責任者ですよ。こんな二度と……私も桜山に天然記念物の450年ぐらい経ったシダ・樵、これは孫まで切

るなよという話は言い伝えております。

なぜかといったら、さっきも申し上げたように、植物は何千年って生き残っていくわけですね。ですから、切ったら、もうそこで終わりなんです。歴史は。

ですから、幾らこれが市の指定であろうとなかろうと、私はこうしたものをなぜ放置をしたのか。情報が入ったら、なぜ協議をしてどうやったら残せるかという努力はされたようには聞こえていません。全く市に関係ないからと、私はそれはないと思います。

ですから、もうこれは除けた後になって復元しようたってできませんし、大きな私は失策だというふうに思います。ですから、これは誰の責任ですかとお尋ねをしたんですが、それにはお答えがなかったんです。地権者がわざわざ市のほうに対して御相談をいただいたというのは本当にありがたいことだと思うんです。そのときの対応が、市長が知らんじゃったじゃ済まないと思いますよ。その辺が1点。これはまたいずれ議会でまた問題にしたいと思うんですが、2点目をもう一つ申し上げます。

ある方が、市民室です、これは。いろんなことを話されているのをお聞きになった方から私はお伺いをしました。その方は、市の職員を訴えてやると。私もその1人のうちのいいんですが、そういうことをお聞きして、実は市長には私は監査の意見書を出すときに、市長さん、職員を守ってくださいと、私は一度も自分を守ってくださいって言った覚えはありませんが、職員だけは守ってあげてくださいと。あなたは美祢市の代表であり、市の職員の最高責任者ですから、そのことの実事関係をお伺いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

監査報告の折、また、竹岡議員と市長室でお話をさせていただいた折に、今言われた事案について私のほうから訴えをどうにかしてもらえないだろうかというようなお話をいただいたことは事実でございます。

また、その後、その方ともお話をさせていただきましたけれども、それ以降、今の状態がどこまでいっているかという事実については私のほうには情報は入って来ておりませんが、私がお願いした折では、そのことについて進展というところまでは今は至っておりません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、事実確認だけを申し上げましたが、市長、万が一、そういう事実があったとした場合どうなんですか。担当職員も呼ばれて話をされたんですか。その辺、もう1点お聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 担当のほうからは聞いておりますし、またどういった内容で打ち合わせをしたかということも書面上でも私のほうに報告は上がって来ております。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 聞いておって情けない気がします。

やっぱり市長はさっき私が申し上げたように、職員の最高責任者であります。職員のやった仕事に対して市長がフォローしないで誰がフォローしてくれるんですか。職員は市民のためにということで、いろいろ日ごろから骨を折っておられるでしょう。その労をねぎらうだけじゃなくって、やっぱり何かあったときには市長が事情を聞いて、そして守るべきじゃないんですか、市長。そのことに一言も触れられないんですよね。

もっと言うならば、私が市長室でお話をしたということで言われたんで、もう申し上げます。私は10月30日に監査委員の辞任を出しております。しかしながら、今日までまだ市長が認めていらっしやらないんで、地方自治法上によりますと続けてやらなくちゃいけない。これ、市長が認めればオーケーなんです。きょう、最終日なんです。僕は何でそんなことまで行動を起こしたか。市長は職員を守ろうとしない。内部監査は内部監査の役割があります。どうやって外部から守っていくかといったら言い方が悪いんですが、できるだけ改善を図ったり、あるいは指導事項もあります。これが監査の役割だと思っているんですが。まずそれをやる気がなくなったんで市長にお話をしましたが、市長の慰留のときに、それよりは市長さん、職員を守ってあげてくださいと、あなた決裁をしているはずですから。決裁をされたということは市長の責任じゃないんですか。中身ですか。中身、私も言われないから言いようがないんですが。上を目線やっちゃのうてもいいです。上にいらっしやる方やから。

いいですか。もうちょっと、市長、責任のある答弁をしてください。先ほどはどのように進化したかわかりません。今度は、担当を呼んで話しました。ちゃんと言っているはずですが、もう少し責任のある回答をしていただいて終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えしたいと思いますが、今、職員が訴えられているということでございますけれども、現実的には今どこまで進展しているか、裁判所に行っているのか、どこに行っているのかというのは僕は今のところは事実として話は確認できておりませんが、当然、職員が訴えられるということの事案があるということは、私が訴えられることと一緒にというふうに認識をしておりますので、責任は私にあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。

それでは、日程第2、議案第96号から日程第21、議案第106号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、去る11月30日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。さきの本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案4件につきまして、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見について御報告いたします。

議案第89号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について、委員より、29年度は基金に1億5,000万円を積み立てるが、入洞者数の維持と増加を図っていくため、看板の充実やさまざまなイベントを企画、実施してリピーターをふやすための投資も必要である。今後、基金をどのように活用されるのかとの質疑に対し、執行部より、看板などの充実は速やかに行い、リピーターなど入洞者数の増加を図る取り組みを進めたいと考えています。秋吉台の総合的な整備

計画を策定し、基金を活用して順次整備をしておりますとの答弁がありました。

次に、議案第103号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について、委員より鳳鳴地域交流センターは建物が古く、施設の補修について要望がある。補修費の予算上の取り扱いについてお伺いすると、質疑に対し、執行部より、指定管理者とのリスク分担として5万円以下は管理者負担、それ以上は市の負担とすることとしていますとの答弁がありました。

次に、議案第105号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について、委員より、同センターは大変いい施設だが、利用者が減少している。何か方策はお考えかとの質疑に対し、執行部より、今回、役員の改選があり若い役員中心に運営する計画になっています。現在、農業法人などとの連携による地域の特色を生かした新たなイベント等を計画されており、今後の活動に期待しておりますとの答弁がありました。

以上で、付託された議案の審査は終了し、その他の項で、委員より、質疑、意見等がありましたが、詳細については割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えておきます。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） おはようございます。ただいまより、去る12月1日開催の総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案15件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。議案名については省略させていただきます。

議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議

案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号及び議案第104号の14件については、いずれも全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

また、議案第88号については、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見等について御報告いたします。

まず、議案第98号美祢市債権管理条例の制定について、美祢市病院等の事業の債権管理が本条例の適用外になっていることに関し、委員より、病院等事業の債権管理をこのたび制定される条例の適用外とした理由についてお伺いすると、質疑に対し、副市長より、病院等事業における債権管理については、病院等使用料手数料条例に規定しており、必要な事項は債権管理マニュアルに十分盛り込んでいます。現時点では、その規定やマニュアルに基づき適正に債権管理を行っているとは判断したものですとの答弁がありました。

これに対し、委員より、債権管理の適正化、市民負担の公平性及び市財政の健全化の観点からすれば、このたび制定される条例が本市全ての債権管理の基本になるべきである。病院等事業を含む全ての会計を網羅した条例を整備の上、各会計のマニュアルを作成すべきだと考えるが、いかがかとの質疑に対し、副市長より、自治体の財産である債権を安易に放棄することがないように、各会計で適正な債権管理マニュアルの整備を行うことを指示しています。また、本条例のあり方については、見直しの必要性等を含め今後も追及し、よりよい条例整備に向けて事務を進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、議案第88号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）において、委員より、質疑及び賛成・反対の意見がございましたが、内容は割愛させていただきます。

次に、議案第94号平成29年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）について、委員より、補正予算書の不足資料について指摘がありました。これについては、本日机上に資料を追加で配付いたしております。

最後に、その他の所管事項におきまして、委員より、育児休業や看護休暇が取得

しやすい環境づくりについて、また、丸和の跡地利用の取り組み等について発言がありました。内容は割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、去る12月4日に開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から申し上げます。さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第87号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の議案1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、修正案を賛成多数で可決、また、修正部分を除く原案を全会一致で可決いたしております。

ただいま申し上げましたとおり、本委員会において、修正案を可決しておりますので、まず、委員会修正案の内容を御説明いたします。

お手元の予算決算委員会修正案をごらんください。

修正箇所は、議案第87号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳出では10款教育費・6項保健体育費、該当は4目給食施設費の設計委託料になりますが、これを1,755万円減額し、歳入では18款繰入金・1項基金繰入金、該当は1目財政調整基金繰入金になりますが、これを同じく1,755万円減額するものです。

また、この修正に伴い、補正予算書第1表歳入歳出予算補正の歳入及び歳出において、所要の減額修正を行い、併せて第2表の継続費を削除するものです。

参考といたしまして、修正案の次に修正に関する説明書、また、別とじて修正案新旧対照表を審議資料としておつけいたしております。

それでは、議案の審査過程における質疑、意見等について、特に修正案に関し、質疑、意見が集中しましたので、その内容を中心に御報告いたします。

まず、委員から、給食センターの整備方針については、公共施設等総合管理計画が策定された時期等の整合性に疑問がある。この時期に給食センターの整備に係る補正予算を計上されたのはなぜかとの質疑に対し、執行部より、給食センターについては、2年前から検討を始め、学校給食調理場運営協議会の検討部会において協議の上、昨年9月に整備方針を固めたところ です。

現在、本市では、給食調理場関係者の絶え間ない努力の積み重ねにより、安全・安心な学校給食を提供していますが、施設の老朽化が進む中、国が求める一層の衛生管理の徹底等を図るため、対応する機器の導入、作業動線の確保などを行う必要があることから、給食調理場をセンター化したいと考えています。また、公的機関である県宇部健康福祉センターから、施設の構造上の改善点や改修の必要性について、指摘を受けているところ です。このような状況から、緊急性のある衛生管理上の課題であると考え、このたび補正予算に計上したものですとの答弁がありました。

さらに、委員より、給食センターの設備方針には、P F I方式やB T O方式の可能性が否定されているが、P F I方式等の可能性について議会で検討を行う余地は残されていないのかとの質疑に対し、執行部より、P F I方式による事業実施については、学校給食運営協議会で検討されましたが、同方式では整備までに時間を要することもあり、最終的に従来方式が適切であるとの結論が出されています。また、近隣他市の状況をお伺いしながら、P F I方式では、職員の処遇や地元業者の参画が難しいなどの問題もあることから、本市においては、従来方式が適切であると考えたものですとの答弁がありました。

これについて、委員より、民間事業者にP F I参画の投げかけは行ったのかとの質疑があり、執行部より、具体的な意思確認は行っていませんが、関連する業者に意見をお伺いしたことはあります。また、P F I事業での施設整備について、近隣他市の検討状況の確認を行っておりますとの答弁がありました。

それに対し、委員より、周南市ではP F I方式を採用し、経費の節減を図られようとしている。本市の施設整備費は給食の食数から見ても、周南市と比較して割高だと感じるがいかかとの質疑に対し、執行部より、施設整備費は、単純に食数に比例するものではないと考えています。本市の予算については、建築士の積算に基

づき、適切に算出されたものだと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、宇部健康福祉センターから受けた指摘について、議会に報告をされたことがあったか。また、特措法により過疎債を適用することだが、期限はいつまでかとの質疑があり、執行部より、宇部健康福祉センターからの指摘について議会に報告したことはありません。また、過疎債については、特措法の適用期限が平成32年度までとなっていますとの答弁がありました。

また、委員より、給食センターの建設予定地は下水道に接合できないと思うが、候補地の検討はどのようにされたのかとの質疑に対し、執行部より、イニシャルコストを抑える上で、下水道に接合可能な地域がベストであると考えましたが、各学校への配送距離を第一に考え、市の地理的中心付近を施設整備予定地といたしましたとの答弁がありました。

次に、委員より、センター化により、調理場が1カ所となれば、食中毒や異物混入事案が発生した場合の対応が困難になるのではないか。また、センター化について、保護者への説明はされたかとの質疑に対し、執行部より、このたびのセンター化については、衛生管理基準にのっとった施設改修を行うこととしています。従って、食中毒や異物混入等のリスクは低減するものと考えています。また、保護者への説明については、このたびの給食調理場整備方針に議会の御理解がいただけたのち、実施してまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、これまでの質疑の内容を踏まえ、給食センター建設の緊急性が見えない。また、市の財政計画策定よりも先に、このような公共施設の個別計画が進んでいるように、全庁的な取り組み体制が構築されていない。さらに、PFI方式等の検討も十分とは言えず、給食センターを整備するには準備不足と言わざるを得ないとした上で修正案が提出されました。

休憩後、委員会を再開し、提出された修正案と本議案を併せて議題とし、質疑を継続いたしました。

まず、修正案に係る質疑について御報告いたします。

委員より、継続費を含む13億9,100万円の費用内訳及び財源内訳について質疑がなされ、執行部より、費用の内訳は設計委託料3,900万円、管理委託料2,000万円、工事請負費9億2,200万円、備品購入費4億1,000万円です。また、主な財源は、国庫補助金及び過疎債を予定していますとの答弁があり

ました。

さらに、委員より、調理場をセンター化された場合、現在45人勤務している調理員等の人数はどのように推移するののかとの質疑に対し、執行部より平成31年9月の稼働時には25人の体制で運営するとの試算を行っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、PFI方式による場合、過疎債の活用は可能かとの質疑に対し、執行部より、PFI方式で民間が施設を建てられ、その後、市に所有権を移転した場合には地方債の活用が可能であると理解しておりますとの答弁がありました。

以上で、修正案に関する質疑の報告を終わります。

次に、修正部分を除く原案に関する質疑について、項目のみ御報告いたします。

委員より、広域保育事業の実績について、次に、公営住宅の修繕箇所の内訳について、次に、市税等のコンビニ収納の可能店舗について、次に、ふるさと納税の返礼品等について、次に、消防デジタル無線に係る負担金の払い戻しの内容について、最後に秋吉台科学博物館内の山口大学アカデミックセンターに係る負担金についてなど、質疑がなされています。

この質疑終了の後、まず、修正案の提出者より修正案の説明を受け、討論を行いました。

委員より、多くの賛成・反対の意見がありましたので、内容をまとめて御報告いたします。

まず、反対意見として、委員より、本市の調理場施設は美祢地域を中心に老朽化している。将来を担う子供たちに安全で安心な食事を提供するためには、衛生管理基準を満たした近代的施設の建設が必要であり、清潔で安全な食の提供は絶対に必要なものである。

次に、小さな調理場ではアレルギー等対策への対応が難しい。過疎債の活用も平成32年度までの時限立法によるものであり、早急に対応すべきである。

さらに、公的期間から施設改修について指摘があったことを踏まえ、早急に整備すべきである。

最後に、財政上の問題等もあると思うが、子供たちの安全・安心に関しては整備する以外にないとの反対意見でした。

これに対し、賛成意見として、委員より、給食の衛生管理など、現場でさまざま

な対応をしていただいているおかげで、現在のところ大きなふぐあいは生じていない。

今後の市庁舎や消防センターの建設などを議論しなければならない状況の中、このたびの給食センターの整備は、財政計画との明確な整合性がなく、県内一厳しい財政状況にある本市として、立ちどまり議論する体制づくりを考えなければならない。

給食センター化により、衛生管理の向上を図ることは大切だが、もう一度、費用面や運営面等も併せ、さまざまな検討・検証を行い、財政対策を考えた十分な議論を行った上で対処していくことが必要である。

センター整備に踏み切るには検討がまだ不十分であるとの賛成意見がありました。繰り返しになりますが、このような経緯を踏まえ、採決の結果、賛成多数にて修正案が可決されたところです。

なお、修正部分を除く原案については、特に意見はなく、全会一致で可決しております。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま教育経済委員長、総務民生委員長、予算決算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第96号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第96号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第97号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第98号美祢市債権管理条例の制定についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第99号美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関

する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第100号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第101号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第102号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、11時まで休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第87号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

まず、委員会修正案に対する討論を行います。修正案に対する御意見はございませんか。秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 私は、この議案第87号の給食調理場の修正案についてのみ反対であります。ほかの予算案については賛成でありますけれども、この場合、一つの議案となっておりますので反対いたします。

修正案について反対でございます。

給食調理場の設計費が1,755万円が多数決で修正削除され、ゼロ円となり、調理場の建設がほぼできなくなりました。

最近、多くの自治体で給食調理場が建設され、近隣の宇部市、小野田市、長門市も稼働、あるいは事業に着手されて近隣自治体も含め多くの自治体で続々と調理場が計画実施され、完成してきております。

私は、前々から市内に現在は6カ所ある給食調理場が次第に老朽化し、同じように調理器具や設備も老朽化して、異物混入や衛生管理に支障をきたし、特に近年アレルギー児童への対応食などがあり、調理員の方もてんでこ舞いで心身ともに余裕

はない状態に置かれ、事故などの懸念を非常に持っておりました。県からも問題点の指摘をされたということも聞いております。

しかしながら、この6カ所の調理場をそれぞれ修正あるいは建てかえなどのリニューアルをするととなると膨大な予算が必要となり、ほかの事業執行の観点からとても困難だと思っておりました。

多くの地方自治体も美祢市と同様な状態に置かれ、給食共同調理場建設事業に早くから取り組まれました。安全で安心な充実した給食提供、調理員の確保など、さまざまな観点から検討して、結論として共同調理場に行きつくものと思っておりました。

美祢市もようやく取り組まれることとなり、予算案も財政運営の計画の観点からとはと思いますが、このたび提案され、ようやく緒についたものとても安堵していたところ、この予算案が修正されました。

美祢市は、過疎地域でありますから、過疎地域自立促進特別措置法という法律により、過疎地域に指定され、過疎地域の優遇策である過疎対策事業債という有利な借り入れができます。この過疎対策事業債が適用できれば、その元利償還金の70%は普通交付税で補填されるという、非常に有利な優遇策が受けられます。

直截に言えば、実に補助率が70%となって、給食調理場が建設されることとなります。この場合、事業費が13億円とした場合、実に9億円の補助ということになります。これは市にとり実に大きな額であります。この法律の期限が平成28年3月31日までとなっていましたので、前々から早く建設着手しなければ手おくれとなると思っていたわけですが、それがされず、一番大事と思う児童・生徒の安全で安心な給食が考えられているのだろうかというふうにおもっておりました。じくじたる思いがありました。

ところが、あろうことか東日本大震災が発生してこの過疎債の期限が平成33年3月31日に延長されることとなりました。実に5年間延長されたこととなります。平成32年度まで補助事業があります。残すところ3年間です。この期限を念頭に執行部においては、共同給食調理場建設の計画がなされたと思うところですが、このたびの予算案の否決でほぼ事業がといえたのではないかと思うところです。

よく写真で見ますが、給食調理場は調理することで床がぬれている状態がありますが、床がぬれることで細菌が繁殖し、床からはねた水でさらに食材が汚染され、

さらに調理員の方も高温多湿にさらされ、そして防水のための重い衣服により疲労が出て、集中力も散漫となって作業判断もおろそかになることもあります。このため、近年の給食調理場は床が乾いた状態がいいとされています。古い調理場の改修では、いわゆる古家の造作では予算ばかりかかり、いいことになかなかかり得ないこととなります。新たな建設により前向きに問題の解決ができる状態となります。

繰り返しになりますが、対策としては共同給食調理場をつくり、最新機器を導入し、安全で安心な充実した給食を提供するという方向に収れんするものと考えておりました。

先ほど申しましたように、過疎地の優遇策の適用は残すところ3年間ということであり、時宜を得た予算案と安心したところでありました。

学校給食は、安全で安心な食べ物を提供することが課せられた最も重要な課題であります。美祢市の未来を託する子供たちに安全で安心な充実した給食を提供することこそ何をさておき一番重要な課題であると思うところであります。

確かに、各学校で調理されるという個別調理がベストという意見もありますが、県内、否、全国の市町村の給食調理場において総じて大規模な給食調理場を建設している事実を見ると、もう単独調理場では衛生管理やおいしい給食、現今増加しているアレルギーの子供たちに対応できなくなっていることであろうかと考えるところであります。

先ほども申しましたとおり、美祢市の状況も全国の流れと同じと思います。今、給食調理員さんやパート職員の方の懸命な努力により安全で安心な給食が保たれていますが、この努力もやはり限界はあると考えます。施設が老朽化し、年々調理施設が老朽化することで、ますます関係者の苦労もふえてまいります。

給食調理場は事業費が13億円とした場合、先ほど申しましたように国から9億円ばかりの言うならば補助金が出て、美祢市の実質負担額は4億円になるわけですが、このたびの予算の削除により調理場の建設は非常に困難なこととなりました。

今年度、やはり衛生面などを考えて建設しようとしても9億円の自主財源が捻出できるかと思うとやはり非常な困難を伴うと思うところであります。財政計画に問題があるとか、事前の検討協議が足りないとか言われておられますが、執行部で専門的に入念に吟味され、提出された予算案について修正削除することに大きな疑問を禁じ得ません。

私は、議案第87号の給食調理場の修正案について反対であります。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 反対意見が出ました。修正案に対して賛成の立場で意見を申し上げます。

既に、委員会における委員長報告で詳細な審議に対する報告がありましたので重複するところは避けたいというふうに思います。

今回の補正予算の背景についてであります。合併後10年を経過して、来年の3月には10周年記念が実施をされます。老朽化する本庁舎でありますとか、美東秋芳の総合支所でありますとか、さらには消防庁舎、防災センター、今回議題となりました学校給食センター、これらで総額120億円を超える公共投資となります。さらには、詳細な計画ができてはおりませんけれども、地域の公民館等の老朽化する箱物施設も3分の1にしていくというふうな計画もございます。

加えて、道路橋梁等の社会資本の更新も今後大きな課題となっております。人口減少社会にあつて、自治体が担う公共サービスのあり方につきましては、確実に税収が減少する中においても、一定の行政サービスが確保される必要があると考えております。その一助として民間活力等の事業手法等も柔軟に取り入れて、本来、一つの投資的事業が1の効果を発揮するものであれば、これを民間の力を借りて1以上にできることがあるとするならば、これは十分に検討していく必要があると思いますし、現状で一自治体の財政力だけでまちづくりが十分にできるとは考えておりません。まちづくりの視点からも夢でありますとか、希望が広がっていくことを望んでおります。

秋枝議員の有利な起債といいますか、過疎地域自立促進特別措置法、これのハード面、ソフトもあるんですが、財源措置が受けられます。これは、言われたように時限法となっております。つまり、年数を限ってこの法律が制定をされ、延長をされておるわけですが、この法律ですが、法律の中に自立促進特別措置法、自立促進という言葉があります。だから、時限法になっているんだろうというふうに考えております。つまり、この財源措置が得られるからいつまでもこれに頼るということじゃない。こういう措置を利用しながらも、自分たちのまちづくりをきちんと進めて、まさにここにありますように自立をしてくださいという、私は意味だろうとい

うふうに思っております。そのことから考えましても、一つの公共投資が十分に検討されて過疎のまちであつても夢と希望を与えられるような、そういうふうな取り組みをしていただきたいということに私は尽きるというふうに思っております。

今回の学校給食調理場整備事業に伴う設計費、継続費の修正について、私はこの事業の必要性を否定するものではございません。原案に賛成をされる議員の方々の主張もよくわかります。しかしながら、美祢市の直面する多くの課題について、他方面より角度を変えながら少し時間をかけて議員として、あるいはまた議会としても検討する機会を与えていただきたい。私はこのように考えております。さらにつけ加えますが、先ほどの賛成意見で、執行部において十分な検討をされたことに対して、それが十分であるというふうな意見でありました。私たちは、というより私は、少なくとも執行部案が完璧であるとするならば、いつも私は議会の使命が果たしたことにはならないというふうに思います。議会は議会として、議員として執行部案に対して慎重に審議をしながら必要なものについては修正もすれば意見も申し上げるということでございます。そういう視点に立って、本修正案について賛成をいたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 反対から賛成、反対なんだろうが、反対の方が御意見がありますか。あったら私は後にさせていただきます。

○議長（荒山光広君） 杉山議員。

○2番（杉山武志君） 私は修正案に反対の意見を述べさせていただきます。

先ほど、秋枝議員の説明にもありましたが、財政面での計画も他の計画に合わせて考慮されていると私は判断しております。

施設に関しましては、現在は応急措置により許可を受けているものの、国の求める基準は満たされていないというお話でした。県保健所からも指摘されているという事実も考えなければなりません。2年前から検討されていたということですので、もうこれ以上待ってもよいのかという疑問を抱きます。子供たちの食の安全に関することですから、もう待てない、急を要する案件であると考え、修正案に反対いたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、美祢市内では6カ所の共同調理場があります。これをゆくゆくは1カ所のセンター化にするという、そのための補正と継続費を計上してあります。削除の修正に賛成する立場で意見を述べます。

学校給食は、食育の推進、地域産業の振興、職場の確保など、そして人口の流出を防ぐなど、たくさんの学校給食では果たす役割が大きいと思います。県の示す栄養基準に合うように改修をするなどして、1カ所のセンター化にならないように求めるものです。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。山中議員。

○9番（山中佳子君） 私は、修正案に反対の立場から意見を申し上げます。

現在、6カ所の給食調理場で給食がつくられています。特に、旧美祢市内の3カ所の調理場、伊佐学校給食共同調理場は昭和46年、厚保学校給食共同調理場は昭和49年、大嶺学校給食共同調理場は昭和50年に建築されており、既に築後40年以上が経過しています。

今回の給食センター整備事業における設計委託料1,755万円は、衛生管理体制の統一強化、また空調の整備により衛生基準を高めることができるなどの面から美祢市の将来を担う子供たちに安全で安心な食事を提供するために絶対に必要なものです。

今回の給食センター整備事業に係る設計管理委託料、工事請負費、備品購入費、すなわち初期費用は13億9,100万円となっていますが、財源の内訳は国・県支出金1億427万2,000円、地方債12億6,910万円、一般財源からは1,762万8,000円となっています。地方債12億6,910万円の中には充当率100%、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されるという過疎債も含まれており、県や国も財政状況は厳しいと言われておりますが、今なら、今でなければ美祢市として建設できないものであろうと思います。

全国的に人口減が叫ばれており、美祢市は消滅可能性都市の一つにも数えられています。何もしなければそのような道をたどるかもしれません。若い人たちにこのまちに残ってもらうこと、そして、このまちの存続を願うならば、まず子供たちの安全を美祢市議会として本気で考えるべきであり、近代的な施設での清潔で安全な給食の提供は絶対に必要なものだと思います。

美祢市は、合併前にいろいろな問題があり、予定されていた合併時期が大きくおくれ、平成17年3月までに合併できませんでした。そのため、公共施設の整備事業などに充てることのできる合併特例債による交付税措置は受けられませんでした。同じ轍を踏むことなく、限られた期限の過疎債を有利に使い、少しでも一般会計からの負担を少なくするべきだと思います。

最後に、議長にお願いですが、今後の庁舎建てかえ等の大型事業に対する財政計画に加えて、建設の優先順位を執行部に出していただき、この件も含めて議会で早急に政策討論会で議論することを提案します。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、平成26年の3月度議会、今から3年9カ月前に学校給食調理施設の老朽化対策や給食事業の効率化を図るために、児童・生徒数の減少に伴う給食センター化の構想について、私、一般質問をしております。

それで、先ほど予算決算委員長がこの委員会であった事案に関しましては、大体賛成、反対意見、もう集約されておりますので、本質的にはそこに至るんではないかと思えます。

そこで、さきの予算決算委員会でこの美祢市の学校給食センター調理場整備方針は平成28年の9月にもう示されているわけです。私が一般質問をしてからかなり経っているわけです。それから、要するにこの事業の運営方式とかPFI方式も含めて、私は幾らでも検討する時間というのは十分あったと思っております。にもかかわらず、この従来方式に余りにも固執されてきたかなと思っております。美祢市の財政状況、公債費比率、19市町ある中、もう19番目です。13市で最下位。いろいろそれも言いました。それを今後さらに悪化させることがないようにしていくことが次の世代に負担をかけないために重要であると思っております。

いずれにしても、美祢市のこの存続というのは建物をしっかりとつくっていくことが存続ではなくて、次の世代に財政を健全の状況で引き渡していくことこそが、非常に私は重要な視点であると思っておりますので、予算決算委員会でもこの学校給食センター、私は老朽化が進んでいるから早く一日でも建てていただきたいんで

す。今回も賛成されている方は基本的にはこの学校給食センターを建てることに対しては基本的には全員賛成と思っています。しかし、それに伴う財政をいかに健全にさせていただくところ、そここのところが十二分に見えないからということで今回修正案が出て来たんだと思っています。

それで、このPFIと投げかけを教育委員会のほうで事業者に投げかけをしたか、または選定委員会など立ち上げたか、そういったことを聞いてPFI方式はもう検討はしていないということがあっさり今回、私もう検討されているかと思ったら、あっさり検討していないということでありましたので、これはちょっとまずいなど。もう従来方式で進めていきたいとの答弁があって、それはちょっと違うんじゃないかという気持ち、視点を受けたわけでございます。

今後、もうPFI方式のことをいろいろ委員会で言いましたので、私は今後この従来方式に固執することなく、この周南市における学校給食センターの整備計画を検証し、しっかりとこの美祢市でもPFI事業方式導入に伴うBTO方式というか、Build Transfer and Operateという、そういったところのものが非常に適切なかどうか、そういったところの可能性もよく調査して、問題なければ導入を視野に入れて、この学校給食センター化への実質計画を直ちに私は進められたらいいと思います。過疎債の適用、いろいろ時限立法でありますけれども、これも中山間地域の財政状況とかいうのは非常に国も厳しいということは見ておられますので、私は時限立法でさらにまたこの時限立法で5年間延長になる可能性も非常に高いわけです。そういったこともありますけれども、いずれにしてもBTO、PFI方式をしっかりと美祢市にも適用できるかどうかということ私を早くそれを周南市に行って、それを検証していただきたい。そして、導入できるものであれば、一刻も早くしていくことが財政への視点から見れば、私はこの6%近く、また運営、建ててからのランニング・ライフサイクルの運営上から見てもかなり経費削減になりますので、そういった視点でこれからはいろんな計画を、建物を建てていく上においては非常に重要な視点となっております。

従来方式ばかりで進めないで、そういったところもちゃんと検証してどうかっていうことを評価して判断していただきたいと思っています。

そういった面におきまして、今回のこの美祢市における一般会計補正予算における給食センター整備事業設計委託料1,755万円、継続費を踏まえて、この予算

修正については賛成意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。岩本議員。

○10番（岩本明央君） 私は、修正案に反対の立場で発言いたします。

さきに秋枝議員からも申されましたけど、将来を担う子供たちの安全・安心、一番大切な健康にかかわる事案を一刻も早く実現すべきです。

特に、上級の山口県の宇部保健所からも数件、当市が指摘を受けております。万が一、事故、事件が発生した場合、ぞっとします。一刻も早く、一番に、最優先してこの給食センター調理場等建設を急ぐべきと考えております。

以上で、この修正案に対して反対の意見でございます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） 私は、今、ちょっと反対の意見がありましたから賛成の意見で述べさせていただきます。

いろいろと話もあったわけでありますが、特に今話があった県の宇部健康福祉センターからの集団給食施設監視結果というのが入っております。これは、そういうセンターは疑わしきは罰するんです。そういうことです。例えば、天井のダクト接続部分に破損らしきものがあるので確認し、必要に応じて対策をとる。それといろいろあります、指摘事項は。これは、そのセンターの運送だとかそういうものにもあります。何ぼ新しいものをつくっても必ず健康福祉センターは見つけるわけです。毎たび毎たび指摘を受けたからつくり直さないといけんといったらどねえしますか。今でも皆さん本当に市内の6カ所の給食施設の皆様方は大変熱心にやっておられる。ですから、今まで0-157とかいうことはありません。もちろん古いかもしれませんが、しかし、よく考えてください。まだまだ給食センターの話は本当にまだ始まったばかりで、議会としても全くなかなかよくわかりにくい。まだまだいろいろ聞きたいこともある、話したいこともあります。ですから、私は、もちろん安全・安心は大前提です。これは誰もが思っちよること、当たり前のことです。しかし、安全・安心であるけれど、そしたら何でもいいのか。やはり議会は議会で長くかかるかもしれません。

また今後、本庁舎、消防署、あるいは美東・秋芳の総合支所、先ほど安富議員が言いましたように膨大なお金がかかります。やはり我々議会としても市民に責任持

ってやる、議決をすることが大事だろうというふうに思っております。

ですから、私はこの修正案に対しては賛成をいたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございますか。下井議員。

○11番（下井克己君） 私は、この修正案に反対の意見を述べさせていただきます。

確かに、財政問題、庁舎、本庁舎等の建物の建てかえ等いろいろございますが、私はこの給食センターというのはいよいよ子供たちの食の安全・安心を考えたら優先的に早急にやるべきだと考えております。

よって、反対意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 反対意見も賛成意見も出ておりますけれども、我々はこの給食センター整備事業そのものについて、やはり子供たちの安全・安心のためにも必要な事業であるというのを十分にわかっております。

実は、我々は平成17年1月だったと思いますけれども、その当時の会派6名で島根県の出雲市の給食センター、そこに視察に行って、その当時からセンター化すべきであるというふうな考え方はその当時から思っておりました。だから、この整備をしなくてはいけないというふうなことは我々みんな同じ意見だというふうに思っております。先ほどから、やはり今老朽化しておるからと、まさに今、旧美祢市の三つの施設は老朽化しているからもう既に危ないんだと、逆に不安をあおるような発言があったように聞いていましたけれども、本当にそうであろうか。

また、過疎債の話もありました。確かに5年間の時限立法で延長されて今おられますけれども、恐らくこの次も過疎債の適用がなされると、延長されるというふうに私も信じておりますし、過疎債が平成33年3月に切れるから早急にやらなくてはいけないというのは、ちょっと早計過ぎるんじゃないかというふうに思っておりますし、まず、私も委員会も申しさせていただきましたけれども、この美祢市の公共施設等の管理計画の基本方針を美祢市の学校給食の調理場の整備方針、併せてその美祢市の財政計画、これ三つともあります。これをいただいたのが先月の初めなんです。この財政計画の中に特にあるのが平成30年度から31年度の美祢市の学校給食センターの整備、8億1,000万円なんです、これが。恐らくきょうの本会議が終わった後、全協で新しい財政計画が示されるやに聞いておりますけれども、そ

の中身はまだわかりません。

また、この11月にもらった財政計画の8億1,000万円という計画の中で、このたびの14億近くの予算が出されるというのはちょっと私は庁内のこの三つの冊子、この調整が取れておるのかどうか疑問に思っております。

その辺もやっぱりちゃんと説明をしていただきたいと思いますし、なぜこの時期に大きな予算を補正で出さなくてはいけないか。それだけの緊急性があるのかどうかということです。当然、来年度の当初予算でもいいじゃないですか、出されれば14億円って大きな金額です。確かに9億円起債があるかもしれませんが、美祿市の手出しが4億、5億と出るわけでしょう。その分十分に検討していただきたいというふうに思いますし、我々議員はやはり市民の皆様から多くの期待と負託を受けております。執行部が出された議案をしっかりと議論しながらチェックする役割が我々には課せられているというふうに思っておりますし、確かにこの必要な事業、ゆえに大きな将来的な負担を我々の子供たちに与えるわけにはいきません。しっかりと議論をして考え直していただきたいというふうに思っております。

以上のことにより、この修正案に賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。（「いけんじゃろ。反対、賛成じゃないから」と呼ぶ者あり）いや、いいです。どうぞ。御意見があれば伺います。どうぞ。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） じゃあ、反対、賛成の順番で討論することになっておりますが、今、許可いただきましたんで、若干整理をさせていただきたいと思うんです。

まず、1点は保健所の指摘事項により云々という答弁があつて、修正案に反対の方はかなりこのことをおっしゃったんです。徳並議員が今、保健所の指摘事項について一例だけ話をされました。私はここに資料請求をしまして、いただいておりますが、指示事項というのが7項目書かれています。ほとんど似たり寄ったりですから、御紹介したいと思うんですが、どういうことを書かれているか。私たちも長年食品を販売、あるいは加工してましたんで、いつもいただくんですが、まず壁面の塗装がはげているので対策を講じること。次に、原材料について納入業者が実施する検査結果を定期的に入手し1年間保管すること。調理日より前に仕入れる生鮮食品（冷蔵肉）については保管中の温度管理等に留意すること。4番目、調理後

の食品の提供が30分を超える場合は、適切な温度管理が行われたことを示すのに必要な時刻及び温度を記録すること。5番目が配送過程の温度管理に留意すること。6番目が先ほど徳並議員が言われた天井のダクト、接続部分に破損らしきものがあるので確認し、必要に応じて対策を講じること。7項目め、これが恐らく教育委員会の皆さんがおっしゃることだろうと思うんですが、小さくはたくさんありますが、次の事項については構造面での改造が必要であるが、早期の対応は難しいことから改善されるまでは衛生管理で補い、食中毒等の予防に努めることということで、いろいろシンクを分けろとか、下処理、上処理で履物を交換しなさいとか、そういう軽微な注意事項がございます。

これはほとんど毎年同じような形で保健所は言ってきます。当然のことだと思うんです。ほとんど働く方、あるいは教育委員会の指示、管理に基づいてやれるものばかりなんです。これが一つ大きな今回の建てかえの理由になっております。

2番目に、これはおっしゃったと思うんで、公共施設等の管理計画と共同調理場の個別計画、それから財政計画、この整合性が全くない。いわゆる庁内で体制がきちっと組まれているかどうか。

蛇足ですけど、冒頭にもお話をしましたように、あの歴史的な建造物が全く知らん間になくなった、市長は知らなかったとおっしゃったんです、撤去するまでは。こんな庁内、調整がとれていない。これをぜひ今後はとっていただきたいし、アセットマネジメントの検討委員会も庁内で行っていただけてきちんとした管理をしていただきたい。それから、先ほども申し上げました全庁的な組織体制をきちんと構築していただきたい。

それから、岡山議員がおっしゃったPPP・PFI方式の問題なんです。これも保育園の給食は検討しましたという御答弁だったんです。もし、民間にやらせるならば、美祿市は介護保険法による高齢者に対する配食サービスもしております。配食サービスも含めいろんな観光地への弁当も含め、いろんなことを付加して提案をしてくださいといったら、私は民間は手を挙げると思います。そういうこともされてなかったと、いわゆる検証は記述はされていましたが、我々にとっては納得のいく記述じゃなかったと申し上げたいと思うんです。ましてや、委員会のときに申し上げましたと思いますが、政府系の金融機関が地方自治体に乗り出してきて低金利で貸そうとしております。地銀もこうしたPPP等を含めてやはり取り組もうとし

ております。特に地元の地銀についてもこの辺も打診をされていないということで、今後も打診をしていただきたい。

それから、国が示している管理計画、これに基づいてまちづくりも含めて——これ安富議員がおっしゃったんですが、まちづくりも含めてお願いをしたい。

それからもう一つ、建設予定地、公共下水道もないところで多額な浄化槽を設置して厚東川水系に流す、それよりはもっと公共下水道も完備しているところ、あるいは道路アクセスも非常に恵まれているところ、言い換えれば国交省と交渉をして給食車に限り高速道路の通行料を免除してもらおうとか、そういう政治的な折衝もぜひやっていって、過疎のいわゆる過疎振興の一助に政府に働きかけをしていただきたい。

そうした7項目を申し上げましたが、先ほど秋山議員がおっしゃったように私たちも当時、出雲市に参りました。そして、センター化していた、それを見たとき、我々も美祢市にこういうことをすれば非常にいいなということです。ずっと我々の勉強会グループはそうしたセンター化についても理解は示しておったつもりでございます。

どうぞ、早急にこの辺を検証されて、再度提案をされますことを望んで賛成の意見いたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） それでは、これより議案第87号の修正案を採決いたします。

修正案に対する委員長報告は修正案可決であります。修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、修正部分を除く原案に対する討論を行います。修正部分を除く原案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認めます。

これより、議案第87号の修正部分を除く原案の採決を行います。本案に対する

委員長報告は、修正部分を除く原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、修正部分を除く原案は可決されました。

日程第10、議案第88号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 意見を述べます。当初予算では、基金の繰入金で7,000万円計上しておきながら、今回の補正で繰入金がゼロにしております。この補正予算に反対いたします。

国保加入者の多くの方は国保税の負担が軽くなることを願っています。前年度の国保会計実質収支は3億7,760万2,000円の黒字になっています。今回の補正はこの3億7,760万2,000円が繰入金となり、この中から国、県の交付税の償還金1,481万9,000円と7,000万円の精算をしても残りは2億5,294万3,000円としてあります。この残りの2億5,294万3,000円が予備費として計上してあります。この予備費は医療費が急に必要になったときのために必要だと言われますが、急に医療費が必要になった場合は国保財政共同安定化事業、高額医療費共同事業などがあります。これで対応するようになっています。それに、過去数年間疫病の大流行は記憶しておりません。これから考えると予備費に回した2億5,294万3,000円のうちから国保税の負担を軽くすることはできると考えます。

以上の点を考えますと、4,000万円を使うだけで1世帯1万円の軽減ができると考えます。

28年度の国保世帯は3,913世帯ですから、十分対応できると考えます。国保税の負担を軽くして、命と暮らしを守るべきだと意見を述べます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） これより、議案第88号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第89号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第90号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第91号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第92号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第93号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第93号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第94号平成29年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第95号平成29年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第95号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第103号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第104号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第104号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可

決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第105号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第106号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第106号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長長の報告を求めます。政治倫理条例に関する特別委員長。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 登壇〕

○政治倫理条例に関する特別委員長（高木法生君） ただいまより、去る12月6日開催の政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告を申し上げます。

前回9月の委員会において、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例を精査し、議論を深めることとしておりました。

このたびの委員会では、委員よりさまざまな意見が出たところではありますが、これまでの意見も踏まえ、まとめてみますと次の四つの意見に集約されることを確認したところです。

まず、一つ目として、議会の最高規範の議会基本条例を遵守すれば政治倫理条例は必要ないのではないか。

二つ目として、現行の政治倫理条例で十分ではないか。

三つ目として、現行の政治倫理条例に逐条解説が必要ではないか。

最後に、四つ目として、見直しを図るなら、市長や特別職を含めた美祢市全体の政治倫理条例の策定を検討すべきではないか。という以上、4件でありました。

これをもちまして、倫理条例の方向性についての意見は出尽くしたと判断し、この意見を会派等に持ち帰り検討していただくことといたしました。

なお、検討結果については、次回報告を求め、最終的な本委員会としての取りまとめを行うこととしたところであります。

以上、政治倫理条例に関する特別委員会につきましての委員長報告を終わります。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 政治倫理条例に関する特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告について終わります。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第23、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。少子高齢社会対策調査特別委員長。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 登壇〕

○少子高齢社会対策調査特別委員長（猶野智和君） ただいまより、去る12月7日開催の少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

このたびの委員会では、前回に引き続き本特別委員会に設置いたしております各

分科会を事前に開催しておりますので、それぞれ会長より経過報告を求めました。

まず、少子社会対策分科会においては、会長より、本市の少子化対策及び子育て支援にかかわる現行施策の把握を行うため執行部に説明を求め、委員の知識を深める旨、また、今後も引き続き、関連する他の施策の研究や現場での課題抽出に努めることを方針とする旨報告を受けたところです。

次に、高齢社会対策分科会について、会長より執行部の担当職員出席の上、分科会を開催し、提出いただいた資料の説明を受けたこと、及び次回から各項目別に検証を行い、議論を深めていく方針である旨報告がありました。

各報告の後、委員に意見を求めたところ、高齢社会対策分科会の検討課題である美祢市生涯活躍のまち構想及び同基本計画について、執行部より説明を求めたい旨、要望がございましたので、次回分科会の開催日等が決定したのち、担当職員に出席要請を行う方向で分科会長と調整してまいりたいと考えているところです。

以上で、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 少子高齢社会対策調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

平成29年も残すところあと2週間余りとなりました。寒さ厳しき折から、市民の皆様、また議員の皆様も健康に留意され、健やかに新年を迎えられますよう祈念申し上げます。

これにて、平成29年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時05分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月14日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃